

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成23年7月28日
【届出者の氏名又は名称】	NTN株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪市西区京町堀1丁目3番17号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	(06)6443-5001
【事務連絡者氏名】	執行役員 経営企画部長 白鳥 俊則
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	NTN株式会社 (大阪市西区京町堀1丁目3番17号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

(注1) 本書中の「公開買付者」及び「当社」とは、NTN株式会社をいいます。

(注2) 本書中の「対象者」とは、日本科学冶金株式会社をいいます。

(注3) 本書中の記載において計数が四捨五入又は切捨てされている場合、合計として記載される数値は計数の総和と必ずしも一致しません。

(注4) 本書中の「法」とは、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注5) 本書中の「令」とは、金融商品取引法施行令（昭和40年政令第321号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注6) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令（平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。）をいいます。

(注7) 本書中の「株券等」とは、株券等に係る権利を指します。

(注8) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、特段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。

(注9) 本書中の記載において、「営業日」とは、行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号。その後の改正を含みます。）第1条第1項各号に掲げる日を除いた日をいいます。

第1【公開買付要項】

1【対象者名】

日本科学冶金株式会社

2【買付け等をする株券等の種類】

普通株式

3【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

当社は、平成23年7月27日開催の当社取締役会において、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、株式会社大阪証券取引所（以下「大阪証券取引所」といいます。）市場第二部に上場している対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決議いたしました。

本公開買付けにおいては、当社は、応募株券等の数の合計が2,631,000株〔対象者が平成23年6月28日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の普通株式の発行済株式総数（5,280,000株）から、同報告書に記載された平成23年3月31日現在、対象者が所有する自己株式数（19,742株）を控除した株式数（5,260,258株）の50.02%（小数点以下第三位を四捨五入）に相当する株式数〕に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行わない旨の買付予定数の下限を設定しております。従って、応募株券等の数の合計が当該下限に満たない場合には、応募株券等の全部の買付けを行いません。一方、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設けておりませんので、応募株券等の数の合計が買付予定数の下限以上の場合には、当社は応募株券等の全部の買付けを行います。

また、本公開買付けにより、当社が対象者の発行済普通株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、下記「(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載のとおり、当社は、対象者に対し、本公開買付け終了後に、当社が対象者の発行済株式の全て（ただし、対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得するための手続（以下「本完全子会社化手続」といいます。）の実施を要請し、対象者を当社の完全子会社とする予定です。

なお、対象者の平成23年7月27日付「NTN株式会社による当社株式に対する公開買付けの実施及び応募推奨に関する意見表明のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。

なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上述の決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのことです。また、同取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景及び意思決定の過程

当社は、大正7年にベアリング（以下「軸受」といいます。）の製造を開始して以降、各種軸受の開発、製造、販売により事業を拡大してまいりました。また昭和38年からは自動車の重要駆動部品である等速ジョイントの研究開発と製造・販売を開始しました。さらに精密加工技術を活かした精密機器商品等の製造・販売を行っております。当社は、これら軸受、等速ジョイント、精密機器商品等の商品群を、世界各地の自動車市場、産業機械市場及び補修・市販市場に向けて販売し、またこれら商品群の研究開発、製造、販売、サービスまでを一貫して手掛けるメーカーとして発展してきました。

当社グループは、平成20年の米国金融危機に端を発した世界的な不況に対応するため、平成21年4月から2年間の緊急中期経営計画「NTN次への2010」を推進し、諸施策をスピーディに展開した結果、当初の見通しを上回るV字回復を達成しました。

本年4月から平成26年3月までの3年間は、新たな中期経営計画「躍進2013」に取り組んでおります。当社が創業100周年を迎える平成29年度の売上高1兆円達成に向けた第一ステップとして、事業拡大による一層の成長を目指しております。成長市場を中心にグローバルに事業を拡大すると共に、産業機械市場及び補修・市販市場への販売拡大を推進します。また新技術による新事業の創出や、世界No.1事業の確立を目指します。さらに、人を活かし、社会に貢献するグローバル企業として、強力な商品開発力と市場開拓力で絶えず進化、成長し続ける企業を目指し、企業価値を創造することを最重点課題とした施策を推進しております。

研究開発関連につきましては、世界各地の顧客ニーズに合わせた開発が重要であり、開発体制を強化しております。「要素技術研究所」を「先端技術研究所」と改称し、将来の市場を創造するテーマを重点的に研究してまいります。また粉末合金やエンジニアリングプラスチックなどの材料技術の連携を強めるために「複合材料商品事業部」を新設しました。

一方、対象者は、昭和22年に継電器、遮断器、開閉器等に使用する合金接点の製造販売を目的として設立され、昭和34年に含油軸受の製造販売を開始しました。昭和47年にオーディオ製品の普及と高性能化に対応して、オーディオ用高性能銅系含油軸受及びオーディオ用鉄系機械部品の製造販売を開始し、昭和52年には含油軸受ハウジングの樹脂化に伴い、樹脂素材・樹脂ハウジングの製造から組立てまでの一貫した生産体制を確立し、樹脂成形品の製造販売を開始しました。また、平成15年に熱伝導樹脂の製造販売を開始し、DVD光ピックアップの部品に業界初で採用されました。現在は、粉末冶金技術をベースとした含油軸受、機械部品、磁性材料及び樹脂成形技術をベースとした樹脂成形品、精密加工技術を活かした精密金型の製造、販売を主たる事業としています。なお、対象者は平成5年に大阪証券取引所市場第二部特別指定銘柄へ上場し、平成8年には大阪証券取引所市場第二部銘柄に指定替えしています。

対象者は、粉末合金、精密樹脂成形などによる「複合材料製品」の開発やその製造技術などにおいて、長年の実績に基づくノウハウを有しているものの、近年、デジタル家電関連機器の価格低下や資材調達価格の高騰等により、企業収益が圧迫されており、世界的な不況からの最悪期は脱したものの、本格的な景気回復に至らぬ状況が続いており、対象者の経営状況は厳しいものとなっております。対象者は平成22年3月に「高付加価値事業へのシフト」、「成長・ニッチ分野への販路拡大」等を基本戦略とした中期経営計画を掲げ、黒字化にむけて売上拡大に努めていますが、本年3月期においては自動車用センサー部品をはじめとする磁性材料の売上は増加したものの、パソコン市場の在庫調整の影響を受け、光ピックアップの需要が大きく落ち込み、樹脂成形品の売上高は大きく減少しました。

対象者は、黒字転換に向けて徹底的な生産性改善やコスト低減策を実施して収益性改善を図っており、また平成22年夏以降の受注減少を受けて、派遣社員の削減、給与の削減、雇用調整などの緊急対策を実施したものの、本年3月期を含めて8期連続で営業損失及び経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。

このような状況の中、当社と対象者は、対象者の有する製品開発技術及び製造技術等を活かし、また対象者及び当社の技術、ノウハウを相互移転して生産性の向上を図ること等が、両社の事業拡大につながるのではないかと考え、本年2月頃から両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者を完全子会社化し、両社が一体となって事業を行うことによるシナジー効果の創出が、両社の企業価値の向上に非常に有益であると判断しました。

具体的には、当社が対象者を完全子会社化し、対象者及び当社の有する技術、ノウハウと、当社の事業展開力を活用して、以下のシナジー効果の創出を目指します。

製品開発のスピードアップと事業展開

- ・自動車部品（ギア、カム等）用の高密度焼結製品の、対象者による開発と当社による市場展開
 - ・対象者の成形技術と当社の精密加工技術による高精度な製品開発
- 両社の製造技術の相互移転による生産性向上とコスト競争力の強化
- ・対象者の高圧成形技術及び量産技術の活用による、当社的大幅な生産性向上
 - ・当社の加工技術の活用による、対象者の大幅な生産性向上
 - ・当社の複合材料製品（粉末合金と精密樹脂）の生産コストの低減

対象者の精密金型技術の活用

- ・対象者の金型を当社へ提供することによる対象者の売上増
- ・当社の粉末合金及び樹脂製品用金型の内製化

当社は、上述のシナジー効果をよりスピーディかつ確実に実現するため、本年7月27日付で、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの実施を決定いたしました。

(3) 本公開買付け後の経営方針

当社は、本公開買付け後、対象者の事業の特性や運営・体制の優れた点を十分に活かした経営に留意の上、対象者の事業の強化を図ってまいります。その結果、両社の製品開発のスピードアップ、競争力のある製品の開発、販売連携による事業拡大が期待されるものと考えております。

したがって、当社は、本公開買付け後も基本的に対象者の役員体制及び従業員の雇用と処遇を維持する意向です。但し、現時点では、本公開買付け後の役員体制や従業員の雇用及び処遇の継続に関して、対象者の役員及び対象者との間で何らの合意もしておりません。

当社は、本公開買付け後、対象者を当社グループの一員として企業価値の最大化に向け、一体化した事業戦略を展開してまいりたいと考えております。

(4) 本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）

当社は、上記「(1) 本公開買付けの概要」に記載のとおり、対象者を当社の完全子会社とすることを目的として、対象者の発行済株式の全ての取得を目指した本公開買付けを実施します。

また、本公開買付けにおいて対象者の発行済株式の全てを取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、当社を完全親会社、対象者を完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を実施する予定です。本株式交換により、当社及び対象者を除く対象者の株主が所有する対象者株式の対価として当社の株式を割当て交付することを予定しており、本公開買付けに応募されなかった対象者株式は全て当社株式と交換され、当社株式1株以上を割り当てられた対象者の株主の皆様は、当社の株主となります。本株式交換は、その効力発生を遅くとも平成24年4月頃を目処に実施する予定です。当社は、対象者に対して、対象者が所有する自己株式を、本公開買付けの終了日以降、本株式交換の効力発生までの間に消却するよう要請する予定です（対象者が平成23年6月28日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の対象者の所有する自己株式数は19,742株であり、当該自己株式数の株式所有割合は0.37%（小数点以下第三位四捨五入）です。）。

なお、本株式交換は、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第796条第3項本文に基づく簡易株式交換として、株式交換契約の承認につき当社の株主総会決議を経ずに実施される予定です。また、本株式交換は、本公開買付けの成立後において当社が有する対象者の議決権の数が対象者の総株主の議決権の数に占める割合によっては、会社法第784条第1項に基づく略式株式交換として、株式交換契約の承認につき対象者の株主総会決議を経ずに実施される可能性があります。

本株式交換における株式交換比率は、その公正性及び妥当性を確保するため、当社及び対象者から独立した第三者算定機関による株式交換比率の算定を参考に、本公開買付け終了後に当社と対象者がそれぞれの株主の皆様と利益に十分配慮して協議の上で決定する予定ですが、本株式交換により対象者の株主の皆様が受け取る対価（当社株式。ただし、受け取るべき株式の数に一株未満の端数がある場合、当該端数部分については、会社法に基づき金銭の分配となります。）を決定するに際しての対象者普通株式の評価は、本公開買付けにおける買付け等の価格（以下「本公開買付け価格」といいます。）と同一の価格を基準にする予定です。なお、本株式交換に際しては、完全子会社となる対象者の株主の皆様は、本株式交換に反対する場合、会社法の手続に従い、対象者に対して株式買取請求を行うことができ、この場合の買取価格は最終的には裁判所が判断することとなります。

なお、上記の本完全子会社化手続については、関係法令の改正や関係法令についての当局の解釈等の状況、本公開買付け後の当社の株券等所有割合、当社以外を対象者株主による対象者株式の所有状況等によっては、その実施の時期又は完全子会社化の方法に変更が生じる可能性及び対象者の株主総会決議において本株式交換契約について承認が得られない可能性があります。ただし、完全子会社化の実施時期又は方法に変更が生じる場合であっても、当社を除く対象者の株主が受け取る対価を決定するに際しての対象者株式の評価（対価が金銭の場合は当社を除く対象者の株主に交付される金銭の額）は、本公開買付け価格と同一の価格を基準にする予定です。本株式交換の内容又は完全子会社化の方法に変更があった場合の変更の内容については、対象者と協議の上、決定次第速やかに公表いたします。

(5) 上場廃止となる見込み及びその事由

対象者の普通株式は、現在、大阪証券取引所市場第二部に上場されていますが、当社は、本公開買付けにおいて買付予定数の上限を設定していないため、本公開買付けの結果次第では、対象者の株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となる可能性があります。

また、本公開買付けの完了時点で当該基準に該当しない場合でも、その後上記「(4)本公開買付け後の組織再編等の方針（いわゆる二段階買収に関する事項）」に記載の各手続を実行することにより、当社は対象者を完全子会社とすることを企図していますので、その場合、対象者の株式は大阪証券取引所の上場廃止基準に従い、所定の手続を経て上場廃止となります。なお、上場廃止後は、対象者の普通株式を大阪証券取引所において取引することができなくなります。

(6) 本公開買付けの公正性を担保するための措置

公開買付者による独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券株式会社（以下「野村證券」といいます。）に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びディスカунテッド・キャッシュ・フロー法（以下「DCF法」といいます。）の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成23年7月27日に算定書を取得いたしました〔なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。〕。

上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

（ ）市場株価平均法：70円から81円

（ ）類似会社比較法：95円から105円

（ ）DCF法：27円から141円

まず市場株価平均法では、平成23年7月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の直近6ヶ月間の終値平均値81円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近3ヶ月間の終値平均値74円、直近1ヶ月間の終値平均値73円、直近1週間の終値平均値71円及び基準日終値70円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を70円から81円までと算定しております。

次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を95円から105円までと算定しております。

最後にDCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を27円から141円までと算定しております。

なお、DCF法による算定の基礎として対象者が提出し、当社が確認した事業計画は、当社による対象者の完全子会社化によって創出が期待されるシナジーが加味されており、業績が回復することによる大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。

当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの事例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年7月27日開催の取締役会において本公開買付価格を100円と決定いたしました。

なお、本公開買付価格である1株当たり100円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成23年7月26日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値70円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年6月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値73円に対して37.0%、過去3ヶ月間（平成23年4月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値74円に対して35.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値81円に対して23.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、本届出書提出日の直近の取引成立日である平成23年7月26日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値70円に対して42.9%のプレミアムを加えた金額となります。

対象者における独立した第三者算定機関からの株式価値算定書の取得

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けの妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である仰星監査法人を選任し、本公開買付価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として仰星監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年7月26日付で仰星監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。また、対象者プレスリリースによれば、仰星監査法人は、対象者の取締役会から事業の現状及び対象者作成の将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定しています。具体的には、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのこと

です。

() 市場株価平均法 : 73円から80円

() DCF法 : 65円から117円

まず市場株価平均法では、平成23年7月25日を基準日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月における株価の出来高加重平均株価(1ヶ月:73円、3ヶ月:74円、6ヶ月:80円)を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を73円から80円までと算定しているとのことです。

次にDCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を65円から117円までと算定しているとのことです。

対象者における取締役及び監査役全員からの承認

対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成23年7月26日付で仰星監査法人から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上述の決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのことです。また、同取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

他の買付者からの買付機会を確保するための措置

当社は、本公開買付けにおける買付け等の期間(以下「公開買付期間」といいます。)を、法令に定められた最短期間が20営業日であるところ、30営業日としております。

公開買付期間を法令に定められた最短期間より長期に設定することにより、対象者の株主の皆様の本公開買付けに対する応募につき、適切な判断機会を提供しつつ、対象者普通株式について他の買付者による買付け等の機会を確保することで、本公開買付けの公正性を担保しています。

(7) 公開買付者と対象者の株主との間における公開買付けへの応募に係る重要な合意に関する事項

該当事項はありません。

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

【届出当初の期間】

買付け等の期間	平成23年7月28日（木曜日）から平成23年9月7日（水曜日）まで（30営業日）
公告日	平成23年7月28日（木曜日）
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 電子公告アドレス (http://info.edinet-fsa.go.jp/)

【対象者の請求に基づく延長の可能性の有無】

該当事項はありません。

【期間延長の確認連絡先】

該当事項はありません。

(2)【買付け等の価格】

株券	普通株式 1 株につき金100円
新株予約権証券	
新株予約権付社債券	
株券等信託受益証券 ()	
株券等預託証券 ()	
算定の基礎	<p>当社は、本公開買付価格を決定するに際して参考にするため、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼しました。</p> <p>野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、当社は野村證券から平成23年7月27日に算定書を取得いたしました〔なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得しておりません。〕。</p> <p>上記各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。</p> <p>()市場株価平均法：70円から81円 ()類似会社比較法：95円から105円 ()DCF法：27円から141円</p> <p>まず市場株価平均法では、平成23年7月26日を基準日として、大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の直近6ヶ月間の終値平均値81円（小数点以下四捨五入、以下本項の円の数値において同じ。）、直近3ヶ月間の終値平均値74円、直近1ヶ月間の終値平均値73円、直近1週間の終値平均値71円及び基準日終値70円を基に、対象者株式1株当たりの価値の範囲を70円から81円までと算定しております。</p> <p>次に類似会社比較法では、対象者と比較的類似する事業を営む上場会社の市場株価や収益性等を示す財務指標との比較を通じて対象者の普通株式を分析し、1株当たり株式価値を95円から105円までと算定しております。</p> <p>最後にDCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値や株式価値を分析し、対象者株式1株当たりの価値の範囲を27円から141円までと算定しております。</p> <p>なお、DCF法による算定の基礎として対象者が提出し、当社が確認した事業計画は、当社による対象者の完全子会社化によって創出が期待されるシナジーが加味されており、業績が回復することによる大幅な増益を見込んでいる事業年度があります。</p> <p>当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年7月27日開催の取締役会において本公開買付価格を100円と決定いたしました。</p>

	<p>なお、本公開買付価格である1株当たり100円は、当社による本公開買付けの公表日の前営業日である平成23年7月26日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値70円に対して42.9%（小数点以下第二位を四捨五入、以下本項の%の数値において同じ。）、過去1ヶ月間（平成23年6月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値73円に対して37.0%、過去3ヶ月間（平成23年4月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値74円に対して35.1%、過去6ヶ月間（平成23年1月27日から平成23年7月26日まで）の普通取引終値の単純平均値81円に対して23.5%のプレミアムをそれぞれ加えた金額であり、本届出書提出日の直近の取引成立日である平成23年7月26日の大阪証券取引所市場第二部における対象者株式の普通取引終値70円に対して42.9%のプレミアムを加えた金額となります。</p>
<p>算定の経緯</p>	<p>対象者は、粉末合金、精密樹脂成形などによる「複合材料製品」の開発やその製造技術などにおいて、長年の実績に基づくノウハウを有しているものの、近年、デジタル家電関連機器の価格低下や資材調達価格の高騰等により、企業収益が圧迫されております。世界的な不況からの最悪期は脱したものの、本格的な景気回復に至らぬ状況が続いており、対象者の経営状況は厳しいものとなっております。対象者は平成22年3月に「高付加価値事業へのシフト」、「成長・ニッチ分野への販路拡大」等を基本戦略とした中期経営計画を掲げ、黒字化にむけて売上拡大に努めていますが、本年3月期においては自動車用センサー部品をはじめとする磁性材料の売上は増加したものの、パソコン市場の在庫調整の影響を受け、光ピックアップの需要が大きく落ち込み、樹脂成形品の売上高は大きく減少しました。</p> <p>対象者は、黒字転換に向けて徹底的な生産性改善やコスト低減策を実施して収益性改善を図っており、また平成22年夏以降の受注減少を受けて、派遣社員の削減、給与の削減、雇用調整などの緊急対策を実施したものの、本年3月期を含めて8期連続で営業損失及び経常損失を計上しており、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような状況が存在しています。</p> <p>このような状況の中、当社と対象者は、対象者の有する製品開発技術及び製造技術等を活かし、また対象者及び当社の技術、ノウハウを相互移転して生産性の向上を図ることが等が、両社の事業拡大につながるのではないかと考え、本年2月頃から両社の企業価値向上のための諸施策について協議・検討を重ねてまいりました。その結果、当社は、対象者を完全子会社化し、両社が一体となって事業を行うことによるシナジー効果の創出が、両社の企業価値の向上に非常に有益であると判断しました。</p> <p>具体的には、当社が対象者を完全子会社化し、対象者及び当社の有する技術、ノウハウと、当社の事業展開力を活用して、以下のシナジー効果の創出を目指します。</p> <p>製品開発のスピードアップと事業展開</p> <ul style="list-style-type: none"> ・自動車部品（ギア、カム等）用の高密度焼結製品の、対象者による開発と当社による市場展開 ・対象者の成形技術と当社の精密加工技術による高精度な製品開発 両社の製造技術の相互移転による生産性向上とコスト競争力の強化 ・対象者の高圧成形技術及び量産技術の活用による、当社の大幅な生産性向上 ・当社の加工技術の活用による、対象者の大幅な生産性向上 ・当社の複合材料製品（粉末合金と精密樹脂）の生産コストの低減 対象者の精密金型技術の活用 ・対象者の金型を当社へ提供することによる対象者の売上増 ・当社の粉末合金及び樹脂製品用金型の内製化

当社は、上述のシナジー効果をよりスピーディかつ確実に実現するため、本年7月27日付で、対象者の完全子会社化を目的とした本公開買付けの実施を決定し、以下の経緯により、本公開買付価格について決定いたしました。

算定の際に意見を聴取した第三者の名称

当社は本公開買付価格を決定するにあたり、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関としてのフィナンシャル・アドバイザーである野村證券に対し、対象者の株式価値の算定を依頼し、野村證券より算定書を平成23年7月27日に取得しております〔なお、当社は、本公開買付価格の公正性に関する評価（フェアネス・オピニオン）を取得していません。〕。

当該意見の概要

野村證券は、市場株価平均法、類似会社比較法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行っており、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりです。

（ ）市場株価平均法：70円から81円
 （ ）類似会社比較法：95円から105円
 （ ）DCF法：27円から141円

当該意見を踏まえて買付価格を決定するに至った経緯

当社は、野村證券から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、過去の発行者以外の者による株券等の公開買付けの事例において買付け等の価格決定の際に付与されたプレミアムの実例、対象者の取締役会による本公開買付けへの賛同の可否、対象者株式の市場株価の動向及び本公開買付けに対する応募数の見通し等を総合的に勘案し、かつ、対象者との協議・交渉の結果等も踏まえ、最終的に平成23年7月27日開催の取締役会において本公開買付価格を100円と決定いたしました。

一方、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、本公開買付けの妥当性を検討するにあたって、当社及び対象者とは独立した第三者算定機関である仰星監査法人を選任し、本公開買付価格の公正性・妥当性を判断するための基礎資料として仰星監査法人に対象者の株式価値の算定を依頼し、平成23年7月26日付で仰星監査法人より株式価値算定書を取得したとのことです。なお、対象者は、第三者算定機関から本公開買付価格の公正性に関する意見書（フェアネス・オピニオン）は取得していません。

また、対象者プレスリリースによれば、仰星監査法人は、対象者の取締役会から事業の現状及び対象者作成の将来の事業計画等の資料を取得して説明を受け、それらの情報を踏まえて、一定の前提及び条件の下で対象者の株式価値を算定しています。具体的には、市場株価平均法及びDCF法の各手法を用いて対象者の株式価値の算定を行い、各手法において算定された対象者株式1株当たりの価値の範囲はそれぞれ以下のとおりとのことです。

（ ）市場株価平均法：73円から80円
 （ ）DCF法：65円から117円

まず市場株価平均法では、平成23年7月25日を基準日として、最近における株価及び取引量に鑑み、対象者普通株式の大阪証券取引所市場第二部における評価基準日までの1ヶ月、3ヶ月及び6ヶ月における株価の出来高加重平均株価（1ヶ月：73円、3ヶ月：74円、6ヶ月：80円）を基に、対象者普通株式の1株当たりの価値の範囲を73円から80円までと算定しているとのことです。

次にDCF法では、対象者の事業計画における収益や投資計画、一般に公開された情報等の諸要素を前提として、対象者が将来生み出すと見込まれるフリー・キャッシュ・フローを一定の割引率で現在価値に割り引いて企業価値を算定し、対象者普通株式の1株当たりの株式価値を65円から117円までと算定しているとのことです。

そして、対象者プレスリリースによれば、対象者の取締役会は、平成23年7月26日付で仰星監査法人から取得した算定書記載の各手法の算定結果を参考にし、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上述の決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのことです。また、同取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(3) 【買付予定の株券等の数】

買付予定数	買付予定数の下限	買付予定数の上限
5,260,258 (株)	2,631,000 (株)	(株)

- (注1) 応募株券等の総数が買付予定数の下限(2,631,000株)に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。なお、本公開買付けにより公開買付者が取得する対象者の株券等の最大数は、対象者が平成23年6月28日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の発行済株式総数(5,280,000株)から、平成23年3月31日現在対象者が保有する自己株式数(19,742株)を控除した株式数(5,260,258株)になります。
- (注2) 単元未満株式も本公開買付けの対象としております。なお、会社法に従って株主による単元未満株式買取請求権が行使された場合には、対象者は法令の手続きに従い公開買付期間中に自己の株式を買い取ることがあります。
- (注3) 本公開買付けを通じて、対象者が保有する自己株式を取得する予定はありません。

5【買付け等を行った後における株券等所有割合】

区分	議決権の数
買付予定の株券等に係る議決権の数(個)(a)	5,260
aのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(b)	
bのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(c)	
公開買付者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年7月28日現在)(個)(d)	
dのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(e)	
eのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(f)	
特別関係者の所有株券等に係る議決権の数(平成23年7月28日現在)(個)(g)	
gのうち潜在株券等に係る議決権の数(個)(h)	
hのうち株券の権利を表示する株券等信託受益証券及び株券等預託証券に係る議決権の数(個)(i)	
対象者の総株主等の議決権の数(平成23年3月31日現在)(個)(j)	5,233
買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合(a/j)(%)	100.00
買付け等を行った後における株券等所有割合 $((a+d+g)/(j+(b-c)+(e-f)+(h-i)) \times 100)$ (%)	100.00

(注1) 「買付予定の株券等に係る議決権の数(a)」は、本公開買付けにおける買付予定の株券等の数(5,260,258株)に係る議決権の数を記載しております。

(注2) 「対象者の総株主等の議決権の数(j)」は、対象者が平成23年6月28日に提出した第68期有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の総株主の議決権の数(1単元の株式数を1,000株として記載されたもの)です。ただし、単元未満株式も本公開買付けの対象としているため、「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」の計算においては、単元未満株式に係る議決権の数(上記有価証券報告書に記載された平成23年3月31日現在の単元未満株式28,000株から、平成23年3月31日現在の対象者の保有する単元未満自己株式742株を控除した27,258株に係る議決権の数である27個)を加えて、「対象者の総株主等の議決権の数(j)」を5,260個として計算しております。

(注3) 「買付予定の株券等に係る議決権の数の総株主等の議決権の数に占める割合」及び「買付け等を行った後における株券等所有割合」については、小数点以下第三位を四捨五入しております。

6【株券等の取得に関する許可等】

該当事項はありません。

7【応募及び契約の解除の方法】

(1)【応募の方法】

公開買付代理人

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

公開買付代理人の本店又は全国各支店（公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。）において、所定の「公開買付応募申込書」に所要事項を記載のうえ、公開買付期間末日の15時30分までに応募してください。応募の際には、ご印鑑、本人確認書類が必要になる場合があります。（注1）

なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法による応募の受付は、野村ジョイのホームページ（<https://www.nomurajoy.jp/>）に記載される方法によって行います。ただし、インターネットを利用した方法であっても、公開買付代理人のオンラインサービスである野村ホームトレードを経由した応募の受付は行われません。

株券等の応募の受付にあたっては、応募株主等が公開買付代理人に設定した応募株主等名義の口座（以下「応募株主等口座」といいます。）に、応募する予定の株券等が記録されている必要があります。そのため、応募する予定の株券等が、公開買付代理人以外の金融商品取引業者等に設定された口座に記録されている場合（対象者の特別口座の口座管理機関である住友信託銀行株式会社に設定された特別口座に記録されている場合を含みます。）は、応募に先立ち、応募株主等口座への振替手続を完了していただく必要があります。

本公開買付けにおいては、公開買付代理人以外の金融商品取引業者を経由した応募の受付は行われません。

外国の居住者であり、公開買付代理人にお取引可能な口座をお持ちでない株主等（法人株主等を含みます。以下「外国人株主等」といいます。）の場合、日本国内の常任代理人を通じて応募してください。なお、公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法では、外国人株主等からの応募の受付を行いません。

居住者である個人株主の場合、公開買付けにより売却された株券等にかかる売却代金と取得費との差額は、原則として株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税の適用対象となります。（注2）

応募の受付に際し、公開買付代理人より応募株主等に対して、公開買付応募申込の受付票を交付します。公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由する方法を利用した応募株主等に対する受付票の交付は、応募画面上の表示となります。

応募株券等の全部の買付けが行われないこととなった場合、買付けの行われなかった株券等は応募株主等に返還されます。

(注1) ご印鑑、本人確認書類について

公開買付代理人である野村證券株式会社に新規に口座を開設する場合、ご印鑑のほか、本人確認書類が必要になります。また、既に口座を有している場合であっても、本人確認書類が必要な場合があります。なお、本人確認書類等の詳細につきましては、公開買付代理人にお尋ねください。

おもな本人確認書類

個人 <発行から6ヶ月以内の原本>

住民票の写し 住民票の記載事項証明書 外国人登録原票の記載事項証明書 外国人登録原票の写し 印鑑登録証明書

<有効期限内の原本>

健康保険証(各種) 運転免許証 住民基本台帳カード(氏名・住所・生年月日の記載があるもの) 福祉手帳(各種) 外国人登録証明書 旅券(パスポート) 国民年金手帳(平成8年12月31日以前に交付されたもの)

本人確認書類は、有効期限内のものである必要があります。

本人確認書類は、以下の2点を確認できるものである必要があります。

本人確認書類そのものの有効期限 申込書に記載された住所・氏名・生年月日

郵送でのお申込みの場合、いずれかの書類の原本かコピーをご用意ください。コピーの場合は、あらためて原本の提示をお願いする場合があります。野村證券株式会社より本人確認書類の記載住所に「取引に係る文書」を郵送し、ご本人様の確認をさせていただきます。

法人 登記簿謄本 官公庁から発行された書類 等

本人特定事項 名称 本店又は主たる事務所の所在地

法人自体の本人確認に加え、代表者もしくは代理人・取引担当者個人(契約締結の任に当たる者)の本人確認が必要となります。

外国人株主 外国人(居住者を除きます。)、外国に本店又は主たる事務所を有する法人の場合、日本国政府の承認した外国政府又は権限ある国際機関の発行した書類その他これに類するもので、居住者の本人確認書類に準じるもの。

野村ジョイに新規に口座を開設する場合、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)より、口座開設キットをご請求いただき、お手続きください。口座開設には一定の期間を要しますので、必要な期間等をご確認いただき、早めにお手続きください。

(注2) 株式等の譲渡所得等に関する申告分離課税について(個人株主の場合)

個人株主の方につきましては、株式等の譲渡所得等には原則として申告分離課税が適用されます。税務上の具体的なご質問等は税理士等の専門家にご相談いただき、ご自身でご判断いただきますようお願い申し上げます。

(2)【契約の解除の方法】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。契約の解除をする場合は、公開買付期間末日の15時30分までに下記に指定する者の応募の受付を行った本店又は全国各支店(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイは除きます。)に公開買付応募申込の受付票を添付のうえ、公開買付けに係る契約の解除を行う旨の書面(以下「解除書面」といいます。)を交付又は送付してください。ただし、送付の場合は、解除書面が公開買付期間末日の15時30分までに到達することを条件とします。なお、野村ジョイを経由して応募された契約の解除をする場合は、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法によって公開買付期間末日の15時30分までに解除手続きを行ってください。

解除書面を受領する権限を有する者

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(その他の野村證券株式会社全国各支店)

(3)【株券等の返還方法】

応募株主等が上記「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法により公開買付けに係る契約の解除を申し出た場合には、解除手続終了後速やかに、後記「10 決済の方法」の「(4) 株券等の返還方法」に記載の方法により応募株券等を返還します。

(4)【株券等の保管及び返還を行う金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

8【買付け等に要する資金】

(1)【買付け等に要する資金等】

買付代金(円)(a)	526,025,800
金銭以外の対価の種類	
金銭以外の対価の総額	
買付手数料(b)	30,000,000
その他(c)	3,000,000
合計(a) + (b) + (c)	559,025,800

(注1) 「買付代金(円)(a)」欄には、買付予定数(5,260,258株)に1株当たりの買付価格(100円)を乗じた金額を記載しております。

(注2) 「買付手数料(b)」欄には、公開買付代理人に支払う手数料の見積額を記載しております。

(注3) 「その他(c)」欄には、本公開買付けに関する公告及び公開買付説明書その他必要書類の印刷費その他諸費用につき、その見積額を記載しております。

(注4) その他公開買付代理人に支払われる諸経費及び弁護士報酬等がありますが、その額は未定です。

(注5) 上記金額には消費税等は含まれておりません。

(2)【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等】

【届出日の前々日又は前日現在の預金】

種類	金額(千円)
当座預金	2,624,305
計(a)	2,624,305

【届出日前の借入金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計			

【届出日以後に借入を予定している資金】

イ【金融機関】

	借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
1				
2				
計(b)				

ロ【金融機関以外】

借入先の業種	借入先の名称等	借入契約の内容	金額(千円)
計(c)			

【その他資金調達方法】

内容	金額(千円)
計(d)	

【買付け等に要する資金に充当しうる預金又は借入金等の合計】

2,624,305千円((a) + (b) + (c) + (d))

(3)【買付け等の対価とする有価証券の発行者と公開買付者との関係等】

該当事項はありません。

9【買付け等の対価とする有価証券の発行者の状況】

該当事項はありません。

10【決済の方法】

(1)【買付け等の決済をする金融商品取引業者・銀行等の名称及び本店の所在地】

野村證券株式会社 東京都中央区日本橋一丁目9番1号

(2)【決済の開始日】

平成23年9月14日(水曜日)

(3)【決済の方法】

公開買付期間終了後遅滞なく、公開買付けによる買付け等の通知書を応募株主等(外国人株主等の場合は常任代理人)の住所宛に郵送します(公開買付代理人のインターネット専用サービスである野村ジョイを経由して応募した場合は除きます。)。野村ジョイを経由して応募された場合には、野村ジョイのホームページ(<https://www.nomurajoy.jp/>)に記載される方法により交付されます。

買付けは、金銭にて行います。応募株主等は公開買付けによる売却代金を、送金等の応募株主等が指示した方法により受け取ることができます(送金手数料がかかる場合があります。)

(4)【株券等の返還方法】

後記「11 その他買付け等の条件及び方法」の「(1) 法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容」及び「(2) 公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法」に記載の条件に基づき応募株券等の全部を買付けないこととなった場合には、決済の開始日（公開買付けの撤回等を行った場合は撤回等を行った日）以後速やかに、返還すべき株券等を応募が行われた直前の記録に戻すことにより返還します（株券等を他の金融商品取引業者等に設定した応募株主等の口座に振替える場合は、その旨指示してください。）。

11【その他買付け等の条件及び方法】

(1)【法第27条の13第4項各号に掲げる条件の有無及び内容】

応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,631,000株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付けを行いません。応募株券等の総数が買付予定数の下限（2,631,000株）以上の場合、応募株券等の全部の買付けを行います。

(2)【公開買付けの撤回等の条件の有無、その内容及び撤回等の開示の方法】

令第14条第1項第1号イないしリ及びブないしソ、第3号イないしチ、並びに同条第2項第3号ないし第6号に定める事情のいずれかが生じた場合は、本公開買付けの撤回等を行うことがあります。撤回等を行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。

(3)【買付け等の価格の引下げの条件の有無、その内容及び引下げの開示の方法】

法第27条の6第1項第1号の規定により、公開買付期間中に対象者が令第13条第1項に定める行為を行った場合には、府令第19条第1項の規定に定める基準に従い、買付け等の価格の引下げを行うことがあります。買付け等の価格の引下げを行おうとする場合は、電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付け等の価格の引下げがなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、引下げ後の買付け等の価格により買付けを行います。

(4)【応募株主等の契約の解除権についての事項】

応募株主等は、公開買付期間中においては、いつでも公開買付けに係る契約を解除することができます。解除の方法については、前記「7 応募及び契約の解除の方法」の「(2) 契約の解除の方法」に記載の方法によるものとします。なお、公開買付者は、応募株主等による契約の解除があった場合においても、損害賠償又は違約金の支払いを応募株主等に請求することはありません。また、応募株券等の返還に要する費用も公開買付者の負担とします。

(5)【買付条件等の変更をした場合の開示の方法】

買付条件等の変更を行おうとする場合は、その変更の内容等につき電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。ただし、公開買付期間末日までに公告を行うことが困難である場合は、府令第20条に規定する方法により公表し、その後直ちに公告を行います。買付条件等の変更がなされた場合、当該公告が行われた日以前の応募株券等についても、変更後の買付条件等により買付けを行います。

(6)【訂正届出書を提出した場合の開示の方法】

訂正届出書を関東財務局長に提出した場合は、直ちに、訂正届出書に記載した内容のうち、公開買付開始公告に記載した内容に係るものを、府令第20条に規定する方法により公表します。また、直ちに公開買付説明書を訂正し、かつ、既に公開買付説明書を交付している応募株主等に対しては訂正した公開買付説明書を交付して訂正します。ただし、訂正の範囲が小範囲に止まる場合には、訂正の理由、訂正した事項及び訂正後の内容を記載した書面を作成し、その書面を応募株主等に交付する方法により訂正します。

(7)【公開買付けの結果の開示の方法】

本公開買付けの結果については、公開買付期間末日の翌日に、令第9条の4及び府令第30条の2に規定する方法により公表します。

(8)【その他】

本公開買付けは、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて行われるものではなく、また、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）を使用して行われるものではなく、更に米国内の証券取引所施設を通じて行われるものでもありません。上記方法・手段により、もしくは上記施設を通じて、又は米国内から本公開買付けに応募することはできません。また、公開買付届出書又は関連する買付書類は米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、郵送その他の方法によって送付又は配布されるものではなく、かかる送付又は配布を行うことはできません。上記制限に直接又は間接に違反する本公開買付けへの応募はお受けしません。

本公開買付けの応募に際し、応募株主等（外国人株主等の場合は常任代理人）は公開買付代理人に対し、以下の旨の表明及び保証を行うことを求められることがあります。応募株主等が応募の時点及び公開買付応募申込書送付の時点のいずれにおいても、米国に所在していないこと。本公開買付けに関するいかなる情報（その写しを含みます。）も、直接間接を問わず、米国内においてもしくは米国に向けて、又は米国内から、これを受領したり送付したりしていないこと。買付けもしくは公開買付応募申込書の署名交付に関して、直接間接を問わず、米国の郵便その他の州際通商もしくは国際通商の方法・手段（電話、テレックス、ファクシミリ、電子メール、インターネット通信を含みますが、これらに限りません。）又は米国内の証券取引所施設を使用していないこと。他の者の裁量権のない代理人又は受託者・受任者として行動する者ではないこと（当該他の者が買付けに関するすべての指示を米国外から与えている場合を除きます。）。

第2【公開買付者の状況】

1【会社の場合】

(1)【会社の概要】

【会社の沿革】

【会社の目的及び事業の内容】

【資本金の額及び発行済株式の総数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式の数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 の数の割合(%)
計			

【役員の職歴及び所有株式の数】

平成 年 月 日現在

役名	職名	氏名	生年月日	職歴	所有株式数 (千株)
計					

(2)【経理の状況】

【連結貸借対照表】

【連結損益計算書】

【連結株主資本等変動報告書】

【連結キャッシュ・フロー計算書】

(3)【継続開示会社たる公開買付者に関する事項】

【公開買付者が提出した書類】

イ【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第112期（自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日）平成23年6月27日関東財務局長に提出
なお、非連結子会社であった株式会社NTN赤磐製作所（国内製造関係会社）及びSOCIEDAD NUEVA DE RODAMIENTOS
SNR SOCIEDAD ANÓNIMA ARGENTINA INDUSTRIAL COMERCIAL FINANCIERA Y DE SERVICIOS（海外販売関係会社＜米州
>）は、平成23年4月1日より連結の範囲に含めております。

ロ【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第113期第1四半期（自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日）平成23年8月11日を目処に関東財務
局長に提出する予定です。

ハ【訂正報告書】

訂正報告書（第112期有価証券報告書の訂正報告書）を平成23年7月1日に関東財務局長に提出

【上記書類を縦覧に供している場所】

NTN株式会社自動車事業本部営業管理部
（東京都品川区西五反田7丁目22番17号（TOCビル6階））
NTN株式会社産業機械事業本部名古屋支店
（名古屋市中区栄3丁目2番3号（日興証券ビル7階））
NTN株式会社産業機械事業本部桑名製作所
（三重県桑名市大字東方字土島2454番地）
株式会社東京証券取引所
（東京都中央区日本橋兜町2番1号）
株式会社大阪証券取引所
（大阪府中央区北浜1丁目8番16号）

2【会社以外の団体の場合】

該当事項はありません。

3【個人の場合】

該当事項はありません。

第3【公開買付者及びその特別関係者による株券等の所有状況及び取引状況】

1【株券等の所有状況】

(1)【公開買付者及び特別関係者による株券等の所有状況の合計】

該当事項はありません。

(2)【公開買付者による株券等の所有状況】

該当事項はありません。

(3)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者合計）】

該当事項はありません。

(4)【特別関係者による株券等の所有状況（特別関係者ごとの内訳）】

該当事項はありません。

2【株券等の取引状況】

(1)【届出日前60日間の取引状況】

該当事項はありません。

3【当該株券等に関して締結されている重要な契約】

該当事項はありません。

4【届出書の提出日以後に株券等の買付け等を行う旨の契約】

該当事項はありません。

第4【公開買付者と対象者との取引等】

1【公開買付者と対象者又はその役員との間の取引の有無及び内容】

該当事項はありません。

2【公開買付者と対象者又はその役員との間の合意の有無及び内容】

(1) 公開買付者と対象者との間の合意

対象者プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者の取締役会において、本完全子会社化手続を含めた一連の手続及び本公開買付けの諸条件を慎重に協議・検討した結果、本公開買付けは、対象者の財務状況、事業環境等に照らして対象者の経営基盤を強化し、今後の中長期的な企業価値の向上に資するものであるとともに、対象者の株主に対して合理的なプレミアムを付した価格での株式売却の機会を提供するものであると判断したことから、本公開買付けへ賛同の意を表明し、かつ、対象者の株主に対し、本公開買付けに応募することを勧める旨の決議をしたとのことです。なお、対象者プレスリリースによれば、本公開買付けに関する意見の内容に関する上記決議は、対象者の全ての取締役の全員一致により行われたとのことです。また、上記の取締役会には、対象者の全ての監査役が審議に参加し、いずれも、対象者の取締役会による本公開買付けに関する意見の内容につき異議がない旨の意見を述べたとのことです。

(2) 公開買付者と対象者役員との間の合意

該当事項はありません。

第5【対象者の状況】

1【最近3年間の損益状況等】

(1)【損益の状況】

決算年月			
売上高			
売上原価			
販売費及び一般管理費			
営業外収益			
営業外費用			
当期純利益（当期純損失）			

(2)【1株当たりの状況】

決算年月			
1株当たり当期純損益			
1株当たり配当額			
1株当たり純資産額			

2【株価の状況】

（単位：円）

金融商品取引所名 又は認可金融商品 取引業協会名	大阪証券取引所 市場第二部						
	平成23年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月
最高株価	116	106	97	84	79	76	76
最低株価	96	92	45	75	71	69	69

（注）平成23年7月については、平成23年7月27日までの株価です。

3【株主の状況】

(1)【所有者別の状況】

平成 年 月 日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数 株）							単元未満株式の状況 （株）	
	政府及び地方公共団体	金融機関	金融商品取引業者	その他の法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）									
所有株式数 （単元）									
所有株式数の割合（％）									

(2) 【大株主及び役員の所有株式の数】

【大株主】

平成 年 月 日現在

氏名又は名称	住所又は所在地	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計			

【役員】

平成 年 月 日現在

氏名	役名	職名	所有株式数 (千株)	発行済株式の総数 に対する所有株式 数の割合(%)
計				

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第67期(自 平成21年4月1日 至 平成22年3月31日) 平成22年6月29日近畿財務局長に提出
 事業年度 第68期(自 平成22年4月1日 至 平成23年3月31日) 平成23年6月28日近畿財務局長に提出

【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第69期第1四半期(自 平成23年4月1日 至 平成23年6月30日) 平成23年8月11日を目処に近畿財務局長に提出する予定とのことです。

【臨時報告書】

該当事項はありません。

【訂正報告書】

該当事項はありません。

(2)【上記書類を縦覧に供している場所】

株式会社大阪証券取引所
 (大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

5【その他】

(1)【業績予想の修正に関するお知らせ】

対象者は、平成23年7月26日に「業績予想の修正に関するお知らせ」を公表しております。当該公表に基づく対象者の業績予想の修正の概要は以下のとおりです。以下の公表内容の概要は対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証し得る立場になく、また実際にかかる検証を行っておりません。詳細につきましては、対象者の当該公表の内容をご参照ください。

通期業績予想の修正

(連結)

平成24年3月期第2四半期(累計)連結業績予想数値の修正(平成23年4月1日~平成23年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	700	120	120	130	24.71
今回修正予想(B)	600	130	130	155	29.46
増減額(B-A)	100	10	10	25	
増減率(%)	14.3				
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成23年3月期第2四半期)					

平成24年3月期通期連結業績予想数値の修正(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	1,700	50	50	60	11.41
今回修正予想(B)	1,600	70	70	90	17.11
増減額(B-A)	100	20	20	30	
増減率(%)	5.9				
(ご参考)前期実績 (平成23年3月期)					

(個別)

平成24年3月期第2四半期(累計)個別業績予想数値の修正(平成23年4月1日~平成23年9月30日)

	売上高	営業利益	経常利益	四半期純利益	1株当たり 四半期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	700	70	70	80	15.21
今回修正予想(B)	600	100	100	125	23.76
増減額(B-A)	100	30	30	45	
増減率(%)	14.3				
(ご参考)前期第2四半期実績 (平成23年3月期第2四半期)	859	18	14	26	4.95

平成24年3月期通期個別業績予想数値の修正(平成23年4月1日~平成24年3月31日)

	売上高	営業利益	経常利益	当期純利益	1株当たり 当期純利益
	百万円	百万円	百万円	百万円	円 銭
前回発表予想(A)	1,650	60	60	50	9.51
今回修正予想(B)	1,550	20	20	0	
増減額(B-A)	100	40	40	50	
増減率(%)	6.1				
(ご参考)前期実績 (平成23年3月期)	1,428	84	78	164	31.28

(注) 対象者グループは、前期決算短信が連結初年度であり、また、連結子会社のみなし取得日を期末日としていることから、貸借対照表のみを連結しているため、平成24年3月期第2四半期(累計)及び通期連結業績予想数値の修正における(ご参考)前期実績は記載しておりません。

修正の理由

売上高につきましては、東日本大震災の影響による車関係の減産等により受注減が予想されることから、当初業績予想を下回る見込とのことです。利益につきましても、売上高が下回ること、また、第1四半期に製造用資産に関する減損損失(19百万円)を計上することから当初予想を下回る見込とのことです。よって、平成24年度3月期第2四半期(累計)及び通期の業績予想を連結、単独とも修正したとのことです。

(2)【平成24年3月期第1四半期決算短信】

対象者は、平成23年7月27日に平成24年3月期第1四半期決算短信を公表しております。当該公表に基づく、当該第1四半期の対象者の連結損益状況等は以下のとおりです。なお、当該内容につきましては、法第193条の2第1項の規定に基づく監査法人の監査を受けておりません。また、以下の公表内容の概要は、対象者が公表した内容を一部抜粋したものであり、当社はその正確性及び真実性について独自に検証しうる立場になく、また実際かかる検証を行っておりません。詳細につきましては、当該公表の内容をご参照ください。なお、対象者によれば、対象者は、平成23年8月11日を目処に、平成24年3月期（第69期）第1四半期（自平成23年4月1日至平成23年6月30日）に係る四半期報告書を提出する予定とのことです。

平成24年3月期第1四半期決算短信の概要

[損益の状況（連結）]

会計期間	平成24年3月期 (第69期第1四半期)
売上高	295,616千円
売上原価	267,524千円
販売費及び一般管理費	64,169千円
営業外収益	8,146千円
営業外費用	5,175千円
四半期純利益（四半期純損失）	53,787千円

[1株当たりの状況（連結）]

会計期間	平成24年3月期 (第69期第1四半期)
1株当たり四半期純損益（円）	10.23円
1株当たり配当額（円）	円
1株当たり純資産額（円）	146.63円

（注） 1株当たり純資産額については、平成24年3月期第1四半期決算短信に記載された第1四半期末（平成23年6月30日）の1株当たり純資産額を記載しております。